

平成23年第3回涌谷町議会定例会（第2日）

平成23年3月9日（水曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 同意第 1号～同意第4号の上程、説明、質疑、採決

1. 諮問第 1号の上程、説明、質疑、採決

1. 議案第 5号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 7号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 8号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 9号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第13号～議案14号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開議

出席議員（15名）

1番	杉浦謙一君	2番	久勉君
3番	大平義孝君	4番	安部元彦君
5番	伊藤雅一君	6番	門田善則君
7番	鈴木英雅君	8番	大泉治君
9番	菅原富士郎君	10番	長崎達雄君
11番	遠藤积雄君	12番	木村正義君
13番	笹木健一君	14番	加藤紀君
15番	大橋信夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	副町長	安部周治君
総務企画課長	菅原孝治君	総務企画課長 総括主幹	城口貴志生君
町民税務課 危機管理担当参事	齋藤正俊君	町民税務課長	安部政志君
町民医療福祉センター 副センター長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	高橋宏明君
町民医療福祉センター 健康福祉課長	佐々木忠弘君	町民医療福祉センター 健康福祉課副参事	熊坂礼子君
産業振興課長	大友信一君	商工観光室室長	小野寺和敏君
建設水道課参事	菊地満君	建設水道課長	村上芳行君
建設水道課 総括主幹	澤田勝治君	会計課長	櫻井信君
教育委員会教育長	木村達夫君	教育文化課参事	久道章夫君
教育文化課長	高橋勝一君	教育文化課 総括主幹	川口美恵子君
教育文化課 総括主幹	三塚尚登君	代表監査委員	牛渡稔君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	小関文恵
主査	荒木達也		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長(大橋信夫君) 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(大橋信夫君) 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。



◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大橋信夫君) 日程に入ります。

日程第1、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

事務局総務班長をもって、趣旨及び議案を朗読いたさせます。

○事務局総務班長(小関文恵君) 朗読いたします。

議発第1号

平成23年3月9日

涌谷町議会議長 大橋信夫 殿

提出者 涌谷町議会議員 笹木健一

賛成者 同 遠藤積雄

賛成者 同 菅原富士郎

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出の理由

当町の財政状況にかんがみ、町議会としても歳出削減に努力すべきとの考えに立ち、議員の町内における会議等の出席に係る費用弁償については支給しないこととした。

(別紙)

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年涌谷町条例第5号)一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成23年度における費用弁償に係る特例)

20 平成23年度における第4条第4項の規定については適用しない。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月9日提出

提出者 涌谷町議会議員 笹木 健一

賛成者 同 遠藤 积雄

賛成者 同 菅原 富士郎

朗読を終わります。

○議長(大橋信夫君) ただいまの朗読をもって、議案の趣旨及び議案内容は理解できたものと判断いたし、提出者の説明は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) 異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(大橋信夫君) 挙手全員であります。

よって、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎同意第1号～同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大橋信夫君) 日程第2、同意第1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてから、日程第5、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋莊治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、提案の理由を申し上げます。

ただいま一括上程されました同意第1号から第4号までの提案の理由を申し上げます。

涌谷町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が平成23年3月31日をもって満了となりますので、八巻 昭氏、佐々木了章氏、黒田善一氏、久道好子氏を引き続き選任いたしたいので、涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、同意第1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

◇

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、諮問第1号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員鎌田源太郎氏から、平成22年11月15日付で辞任届が提出され、法務大臣から平成23年1月31日付で解職発令をされました。

このことから、新たに遠藤哲子氏を人権擁護委員として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を賜りたく提案いたしますのでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

◇

◎議案第5号～日程第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第7、議案第5号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と日程第8、議案第6号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） ただいま一括上程されました議案第5号及び議案第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、自立のまちづくりを進めていく上で、まずみずから行財政改革の一端を示すとして、平成17年度から

22年度まで給与の減額を行ってまいりましたが、引き続き平成23年度におきましても、私の任期満了の8月30日までの期間におきまして、町長初め副町長及び教育長の給料をそれぞれ10%、8%、5%を減額いたそうとするものであります。

現下の事情をかんがみながらよろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。5番。

○5番（伊藤雅一君） 総務課長に対してご質問させていただきたいと思えます。

8月30日限りというふうなことで、ご提案でございますが、このトップに対する、トップの職務というものは、これは自治体であろうと一般企業であろうと、その職責は余り変わらないというふうに思うのでございますが、このトップの職務の判断というものは、業務の結果を左右すると、そういうものだというふうに私は理解をします。この重要な職務、私はできるだけ限りを尽くしてお務めをいただきたいと、こういうふうに私は願いたいものでございます。

なおさら、ことしは改選期にも当たっています。そういった意味で、私は本来の姿にことしは戻して計画を見させていただきたいと、こういうふうに私は願うのでございますが、この提案を何とか本来の姿に戻してお願いできないものかというふうに私は思うのですが、総務課長としてのご判断を、ひとつお聞きしたいというように思います。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） あくまでもこれは町長さんのご判断でご提案したものでございまして、私が答えるべきものではないと思っております。

○議長（大橋信夫君） 5番。

○5番（伊藤雅一君） そういったご答弁でございます。

これ、町長さんのご心境を察すれば、事業環境、それから財政、そういったものなどから、トップとしてみずからそういった方法を選ばれておるんだというふうに思います。しかし、私たちはむしろ町長さんの職責といえますか、その業務の執行、これを管理させていただいている立場でもございます。そういった意味からしますと、先ほど申し上げたように、ひとつ、私は職務に対して本当に限りを尽くしてお務めをいただきたいと、その方が町民全体のためにも大きなプラスになるだろうというふうに私は思います。町長さん、これ回答、いい回答なかなか期待できないかもしれませんが、だれか、町長さんでなくて、かわってだれかいないですか、副町長さんではだめですか。どうぞ、ご答弁をひとつ。ちょうど改選期でもあるから、なおさらその方がというふうに私は考えるわけですが、難しいならいいですわ。もしあれでしたら。何かいいお考えがございましたらお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） ただいまご提案申し上げたとおりでございまして、国会議員の先生方も恐らく今度の議会では報酬等もお下げになるであろうといったふうな考え方を持っておりますが、地方は早めで、どこの市町村でもそのような行為がされておりますので、国会議員さんよりも先にやっているところが全県下の市町村の考え方でございまして、その趣旨にのっとりまして、私はこういうふうにご提案申し上げたわけでございまして、よろしくご理解をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第9、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、特殊勤務手当の中の危険手当及び死体処理手当の廃止をいたそうとするものでございます。

危険手当につきましては、放射線室及び臨床検査室勤務職員のみ支給されており、他の医療技術職員、医師及び看護師も同様の環境下にありますことから、他の職種との不公平感が大きいと判断されるため廃止しようとするものでございます。

次に、死体処理手当でございますが、この業務は病院で不幸にしてお亡くなりになられた方の死後の処理を行うもので、看護業務の範疇であるとの認識が看護職員に有することから、廃止をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当副センター長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 議案書の8ページお開きいただきたいと思います。

議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年涌谷町条例第9号）の一部を次のように改正する。

以下については、定例会資料で説明いたします。

附則

この条例は平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月8日提出

涌谷町長。

定例会資料、条例案新旧対照表の1ページお開きいただきたいと思います。

左側が改正前、右側が改正案でございます。

第2条第3項及び第5条については、平成22年1月臨時議会において涌谷町国民健康保険病院事業の設置に関する条例が可決されたことに伴い、国保診療施設事業、介護老人保健施設事業、訪問看護ステーション事業を涌谷町国民健康保険病院事業と文言の整理をいたすものでございます。

また、5条につきましては危険手当並びに死体処理手当を削除したいものです。

下表を見ていただきたいと思います。

手当区分1でございます。この研究手当につきましては、支給対象者が医師のみとなっておりますので、その支給対象者を明文化するものでございます。

次に、手当区分4、危険手当でございますが、平成22年4月から公営企業の全部適用となりまして、一層の収支バランスの均衡を図るため、収益の確保や費用の見直し、また不公平な手当などの見直しを行っているところですが、危険手当につきましては、町長が提案理由でも申し上げましたように、一部の勤務職員にのみ支給されているものでございます。職種間の不公平感が強いと判断されるために、23年度から廃止したいということでございます。

それから、改正後の手当区分4、5、6は危険手当のカットによる番号が繰り上がるものでございます。

次のページ、お開きいただきたいと思います。

手当区分8でございます。死体処理手当です。院内及び在宅での死亡後の死体処理の手当でございます。この業務につきましては、看護職の中では看護業務の範疇という認識でありますので、23年度から廃止したいというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。2番。

○2番（久 勉君） 県内の自治体病院での危険手当あるいは死体処理手当の状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（大橋信夫君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 県内ではさまざまございまして、古い公的な病院では

支給されているところが多いようでございます。ただ、支給の仕方が定額ではなくて、医師あるいは看護師等にも支給されているというのがほとんどの病院の現状のようでございます。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 県内の公立病院の古い病院という言い方ではわからないので、例えば県内に病院が幾らあって、そのうち危険手当出している病院が幾つとか、それから死体処理手当を出している病院は幾らとか、具体的に教えていただければわかりやすいんですけども。

○議長（大橋信夫君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） ちょっと資料を持ち合わせてないので、その件数はわかりませんが、考え方として、相対的な支給額等も勘案して、今回危険手当を廃止するというところで提案したものでございます。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 危険手当の廃止は何となくわかるような気がするんですね。結局、ここの検査室の技師だけでなく、看護婦も一緒に働いているわけですから。ただ、死体処理業務というんですか、これはなかなか難しいところがあるような。病院をつくるときに、どんなことがと話があったときに、看護婦というのは生きてる人を相手にするのが看護婦であって、死んでしまったのを相手にするのは看護婦の仕事でないというようなことを言われてびっくりしたんですけども、ただ現実的には、だれかがやらなければならない業務なんですね。だれがやるかということ、一体だれがやるのかということでの話し合いをした記憶があるんですけども、それが平均的に、平均というのもなかなか難しいんですけども、ただ公立病院のほとんどの病院でこれがやられてないとか、これで費用がかからなくなるといえばそれはそれなんですけれども、不公平感とか何とかというのが起きないような、何だ、よその病院でもらっているのに涌谷でないとなれば、職員のモチベーションがまたそこで下がったりするようなことになったら困るし、本当に看護業務が、ここまで看護業務に入っていますよということを、看護婦さんとか、みんなが理解して納得してもらえれば、それはそれでいいことなんですけれども、そういう話し合いとかされて、今回の提案なのか。

宮城県内の例えば半数以上がこの金を出してないよと。涌谷出しているのは珍しいよというのであれば、それはそれでいいんですけども、そうでないことであると、何だ、私たちの処遇が悪くなるという印象を与えるようなことになれば、それでなくとも看護婦さん集めるの大変なときに、それで大丈夫なんですか。

○議長（大橋信夫君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 死体処理手当については、看護師一人で処理するということはほとんどなくて、複数で処理しているということで、一体につき3,000円という額でございます。ですから、二人であれば半分の1,500円という額でございます。それで、年間にしますと約140人前後の、病院で亡くなる方がいるわけですけども、その辺考えても、そんなに手当てとしては大きい額ではないわけで、極端に、それがなくなったから手当てがかなり下がったということはないと考えております。

それで、この削除というか廃止するに当たっては、いろいろと看護部との話し合いも当然重ねて、了解をいただいで結果でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第10、議案第8号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、身体障害者補助犬法第2条第1項の規定する身体障害者補助犬を使用したとき、涌谷町手数料徴収条例第2条第8号から第11号までの手数料を免除いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（安部政志君） それでは、議案第8号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

条例新旧対照表の3ページをお開きください。

第5条の手数料の免除について改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

昨年の8月から、視覚に障害を持っている方が盲導犬を使用して積極的な社会参加を行っているところでございます。こうしたことから、涌谷町といたしましては、障害を持っている方を補助する犬、これは全国でも使用頭数は少ないわけでございますけれども、身体障害者補助犬法第2条第1項に規定されております、視覚に障害を持つ方が使用する、いわゆる盲導犬、それから耳、聴覚に障害を持つ方が使用する聴導犬、そして身体に障害を持つ方が利用する介助犬、この3種について、狂犬病予防法に基づきます実験登録の手数料、それから注射済票の交付及びこれらの再交付にかかる手数料について免除をしようとするものでございます。

なお、予防接種料金につきましては、県獣医師会の協力をいただきまして無料で実施しているものでございます。

また、第2号の改正につきましては、文言の整理を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第11、議案第9号 涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成22年9月定例会におきまして研修館、世代館を指定管理者による管理を行わせることができたこととなったため、指定管理者が柔軟な料金設定ができるよう、現料金改正をベースに上限並びに下限の料金設定をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当副センター長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 議案書10ページになります。

議案第9号、涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部を改正する条例でございます。

附則でございますけれども、この条例は規則で定める日から施行する。平成23年3月8日提出、涌谷町長。

それで、議会資料の新旧対照表4ページお開きいただきたいと思います。

改正主旨につきましては、ただいま町長が提案理由でも申し上げたとおりでございますけれども、きのうの一般質問にもありましたように、金曜、土曜、祝祭日等、それから年末年始、お盆などに受託者側が柔軟に対応できるような料金設定をするなど、セットサービスなどもできるような改正をしたいということで、今回提案させていただきました。

内容につきましては、別表1ということで区分1から4までございますが、金額につきましては、現在設定されている金額でございますが、リフレッシュルームにつきましては500円以内ということで、若干料金上げてございます。これは、原油等の高騰もございますので、その辺である程度料金設定が可能なようにということで考えたものでございます。

それから、備考欄でございますが「30%加算」を「30%以内」ということで、これも冷暖房費の設定でございますが、これも原油等の市場価格で左右された場合に設定変更できるようにということで変更をお願いするものでございます。

(3)の世代館でございます。

区分1の各室ということで、宿泊室ということで2時から翌日10時までということにいたしました。これにつきましては、スポーツ等の合宿等に利用できれば利用者がふえるのではないかなという考え方から、その許可等の申請をして宿泊できるような体制をとっていただければという考えでございます。

それから、改正前の3、4につきましては、マウンテンバイク、ムーンカートでございますけれども、これは使用できなくなったといえますか、温泉掘削のために周辺では利用ができないということで、幼稚園それから城山保育所等に譲渡いたしましたので、これを削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。2番。

○2番（久 勉君） 指定管理者でやっていただくということで、9月のときに条例提案されて、議会が認めて公社で4月からやっていただくという、これ、このことを今回の料金の決めるに当たっての公社との話し合いというの何回ぐらいやられて、公社の意見が反映されたとか、この辺は公社の意見を聞きましたよとか、そういうのはありますか。

○議長（大橋信夫君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 話し合いした回数は三、四回ぐらいだったと思います。結論的には、現状で受けるというような結論と私は認識しているわけですが、それに基づいて料金設定も現状のままということで考えたわけではございますけれども、ただ、今回決めたとしても、運営していつて何か不都合等があれば改正ということは可能なわけでございますので、その辺は今回の改正の内容を見て、指定管理者側でどのようなアイデアなり運営が考えられるかということを具体的に示すことによって、今後のことの計画等も考えられるだろうということも考えたものですから、今回お願いしたということでございます。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 今までずっと町で運営管理してきて、例えばこんなところが、町でやるよりも、やはり温泉と一体になってやった方が町民のためになるとか、あるいは町民以外の、さっき出た例えば合宿とか、高校生の運動部の合宿であるとか、中学生の合宿であるとかに利用してもらえれば、もっとこの施設が有効に使えるのではないかと、そういう、やってきてこの辺を、もっとこう柔軟な対応だったら、役所でやるよりも公社でやった方が柔軟に対応できるよというような、アイデアといいますか考え方といいますか、そういったことの公社との話し合いというのはあったんでしょうか。

○議長（大橋信夫君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 具体的というか、どういうことをしたらいいという具体的なところまではいきませんでしたけれども、町民等の要望とかも話した経緯はございますし、合宿等のことについても、町の施設ですので、申請とかの手続とかもこちらですするようなことも、当然事務担当としては話し合いとかはしてございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。10番。

○10番（長崎達雄君） この研修館の宿泊なんですが、改正では午後2時からと、今までは4時にしか入れない、利用できるんですよ。そして逆に料金が2,500円が2,000円から3,000円以内と。これ、ビジネスホテルと同じにすると、そういうわけではないんですけども、そういうことを勘案して、逆に2,000円にしたということはどういうことなんです。町民に安く利用させるという、それはわかるんですけども、今のこの、むしろ2,500円でも私は安いと思うんだよね。どういうふうに、2,000円というのは。

○議長（大橋信夫君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 時間につきましては、やはり民間に近いサービスができるようにということで、可能な時間帯、2時からであれば可能だろうということでそのように設定いたしました。料金につきましては、確かにビジネスホテルとかの料金とも比較もありますけれども、土日、祝祭日等の料金、それから農繁期等の利用者の少ない時期とか、何かとセットでサービスができるだろうという、そういう考え方もございましたので、2,000円にしなくてはいけないということではなくて、2,000円から3,000円の間で料金設定ができればいいかなということで、ある程度幅を持たせた料金の設定をしたいと考えております。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） そうすると、2,000円から3,000円以内というのは、例えばお盆が3,000円で年末年始3,000円で、あと通常は2,000円ということなんですか。すると逆に、この2,000円から何千円以内でなく、しっかりお盆期間は3,000円だとか3,500円だとか、あとは通常は2,500円とかと、2,000円にする必要はないと思うんですが。

○議長（大橋信夫君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 市場原理といいますか、その辺は指定管理者側で設定していただければいいのかなとは思いますが。その辺、安い方がいいのか、その辺考え方と思えますけれども、ただ、この額で設定しなくてはいけないということではなくて、逆に幅があれば、いろいろなサービスが考えられるだろうと思えます。もし定額にしたいということであれば、別にそれは定額でも構わないと思えますが、ただ指定管理者側での判断にある程度ゆだねたいという気持ちでございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大橋信夫君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号 涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第12、議案第10号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、今年4月から耳鼻咽喉科医師の採用が見込まれますことから、既定の診療科目に耳鼻咽喉科の診療科目を追加いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当副センター長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これより議案第10号 涌谷町国民健康保険病事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第13、議案第11号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋 荘治君） 議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国より無償貸与されました救助資機材搭載型車両整備に要する報酬について規定いたそうとするものであります。

詳細につきましては、担当参事から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋 信夫君） 町民税務課危機管理担当参事。

○町民税務課危機管理担当参事（齋藤 正俊君） それでは、議案第11号涌谷町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

定例会資料の7ページをお開きねがいます。

改正の内容につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

救助資機材搭載型車が国の消防庁より貸与されました。貸与期間は5年間でございます。5分団3班の消防ポンプ自動車を購入後28年を経過したため、9月17日に5分団3班に配備いたしました。これに伴い、新たに配備された救助資機材搭載車の整備報酬年額を加えたものでございます。

議案書にお戻りいただきます。

12ページでございます。施行期日につきましては公布の日からといたしたものでございます。

説明を終わります。

○議長（大橋 信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋 信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋 信夫君） これより議案第11号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋 信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋 信夫君） 日程第14、議案第12号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋 荘治君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、国の広域行政圏計画策定要項及びふるさと市町村圏推進要項の廃止に伴い、共同処理する事務の変更を行うため、組合同約の一部を変更いたそうとするものでございます。

同法第290条の規定によりまして、議会の議決をお願いいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） それでは、議案第12号についてご説明いたします。

条例案新旧対照表の8ページをごらんいただきたいと思います。

変更内容につきましては、規約第3条に掲げるふるさと市町村圏計画策定及び計画に基づく事業を同条第1項第2号の大崎地域広域市町村圏計画に基づく事業に規定し変更するものでございます。

国の要項廃止後の進め方としては、地方自治法に基づく協議会、一部事務組合、広域連合の事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村が自主的な協議に基づき取り組むこととされております。

よって、新大崎地域広域市町村計画は現行の共同処理事業を中心といたしまして、平成23年度で計画策定を行おうとするものでございます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同約の変更については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

◇

◎議案第13号～議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第15、議案第13号 加美町の公の施設を利用することを廃止する協議についてと、日程第16、議案第14号 加美町の公の施設を利用することの協議については、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） ただいま一括上程されました議案第13号及び議案第14号の提案の理由を申し上げます。

本案は、加美町の公の施設であります小野田東保育所、小野田西保育所及び宮崎保育所が、平成23年3月31日をもって廃止され、4月1日から新たに加美町認定子ども園おのだひがし園、おのだにし園及びみやざき園が幼稚園と保育所の区別なく乳幼児に一貫した保育と教育を行うための施設として開設するのに伴いまして、涌谷町の住民の方々が利用することを廃止する協議及び利用するための協議を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

○教育文化課長（高橋勝一君） それでは、議案第13号 加美町の公の施設を利用することを廃止する協議について、議案第14号 加美町の公の施設を利用することの協議についてについてご説明を申し上げます。

議案書15、16ページにわたります。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、現在、大崎市、加美町、色麻町、美里町及び当町が設置する保育所の相互利用を可能にするために協定を締結しているところであります。

今回、その協定を結んでおります加美町の小野田東保育所、小野田西保育所及び宮崎保育所について、本年4月1日から議案第14号に記述しておりますとおり、加美町認定子ども園おのだひがし園、同じくおのだにし園、同じくみやざき園と名称を変更して運営されますことから、相互利用を継続するために改めて協定の締結が必要となるものです。

それにつきまして、地方自治法第244条の3、第2項の規定に基づき議会の議決を求めますのでございます。よろしくお願いたします。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 加美町の公の施設を利用することを廃止する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号 加美町の公の施設を利用することを廃止する協議については原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 加美町の公の施設を利用することの協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号 加美町の公の施設を利用することの協議については原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第17、議案第15号 町道の路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、八雲1号線の道路改良工事が平成23年6月末までには完了の見込みとなりましたことから、渋江地内の町道路線の見直しを行い、また見龍寺線道路改良工事の完了によりまして、町道の廃止、認定を行うものがあります。さらに、尼坂道下地内の道路と農道上涌谷線が県から譲与されましたことから、町道として新たに認定をいたそうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（村上芳行君） それでは、17ページ、18ページをごらん願います。

議案第15号 町道の路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

ただいま町長から提案理由がございましたが、廃止する路線といたしましては八雲1号線、渋江1号線、渋江4号線、見龍寺線の4路線で、総延長1,735.1メートルとなります。

また、認定する路線といたしましては、八雲1号線、渋江1号線、八雲支線、渋江三十軒線、見龍寺線、尼坂道下線の6路線で、総延長6,995.8メートルとなるものでございます。

それでは、定例会資料2の方の1ページをお開き願います。

1ページは、廃止する4路線の位置図でございます。

それでは2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、認定する路線でございまして、路線番号110番の八雲1号線につきましては、国道108号ヨークベニマル付近からJR石巻線、旧涌高グラウンド前踏切までの間で、道路改良工事が平成23年6月末をもって完了する予定から認定するものでございます。

また、渋江地内の町道につきましては、廃止する路線を見ていただくとわかるんですけれども、かぎ型になってございますので、今回、整理統合を行うものでございます。

また路線番号538番見龍寺線につきましても、道路改良工事が完了したことにより、新たに478.7メートルを認定するものでございます。

それから路線番号256番、渋江三十軒線につきましては、農道上涌谷線が昨年末に宮城県と譲与契約が締結されまして登記が完了したことから、八雲1号線交差点から美里町の町境まで延長4,738メートルを認定するものでございます。

また、尼坂道下線につきましても、農道を町道に新たに認定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号 町道の路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号 町道の廃止及び認定については原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第18、議案第16号 平成22年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,751万2,000円を追加し、総額を65億5,268万5,000円にいたそうとするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入では国の補正予算によりまして普通交付税の再算定が行われた分を増額し、国・県支出金におきまして、それぞれ事業の確定や見込みによりまして増減をいたしております。

諸収入におきましては、前年度後期高齢者医療市町村負担金が確定したことによりまして、返還金として増額するほか、事業の確定や見込みにより増減をいたそうとするものであります。

詳細につきましては、涌谷第二小学校改修工事につきまして小学校整備事業債を増額いたそうとするものであります。

なお、歳入歳出差し引きによる差額につきましては、後年度の財政運営を考慮しまして財政調整基金の繰入金の減額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、まず総務費におきまして天平の湯の改修工事に伴う営業休止期間に係る減収相当分について、地域振興公社指定管理料を増額いたそうとするものでございます。

また、北庁舎の解体に伴いまして、これまで北庁舎に収容しておりました公文書等を旧涌谷消防署を一部改修し保管するため、工事請負費などを増額いたし、昨年7月に執行されました参議院議員の選挙の精算による減額をいたそうとするものでございます。

また、民生費におきましては、見込みにより国保基盤安定繰出金や財政安定化支援事業繰出金等が増額となりましたので、国保会計へ繰出金として増額をいたすもので、介護保険会計繰出金においては減額になっているほか、子ども手当も減額になっております。

衛生費におきましては、普通交付税の病院措置額負担金等の増額と、各種手数料、委託料等の実績見込みによる減額等が主な内容となっております。

次に、農林水産業費におきましては、農地費において県営圃場整備事業負担金や県営かんがい排水事業負担金、基幹水利施設管理事業負担金等が確定によりまして減額するほか、農業集落排水事業特別会計繰出金においても減額いたしております。

土木費におきましては、城山公園ひょうたん池の修繕で増額し、公共下水道事業特別会計繰出金、公営住宅長寿命化計画策定業務委託料で減額いたそうとするものでございます。

そのほか、見込み及び確定により、それぞれの項目で増減をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長及び統括主幹より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） それでは、補正予算第7号の5ページをお開きください。順次説明いたします。

○議長（大橋信夫君） 順次説明してください。

○建設水道課長（村上芳行君） それでは、5ページをお開き願います。

8款土木費の道路橋梁費、道路新設改良事業で2,971万円をお願いするものでございますが、既に発注いたしております。

交付金事業の八雲1号線、北田線道路改良工事と、町単独事業の築道線道路改良工事の3事業の事業費合わせて2,971万円の繰り越しをお願いするものでございます。

八雲1号線、築道線道路改良工事につきましては、23年6月末に工事完了の予定でございまして、北田線道路改良工事につきましては継続となるものでございます。以上です。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、第3表債務負担行為補正でございまして、公会計財務諸表作成支援委託業務1,300万円を1,182万3,000円の減額をお願いするものでございます。

この委託業務につきましては、9月補正で設定したものですけれども、契約が完了したために減額をお願いす

るものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（川口美恵子君） 昨日、行政報告で報告いたしております学校給食調理配送業務に係る委託料、入札を執行いたしました結果、9,070万円を8,913万3,000円に減額いたすものでございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、第4表地方債補正でございます。

地方債の追加で小学校整備事業で限度額2,000万円を追加したそうとするものでございます。これは、浦谷第二小学校の改修事業につきまして、県から振興資金の借入れが決定したものでございます。

8ページ、9ページ目をお開きください。

地方交付税の中の普通交付税4,577万7,000円の増額でございます。

提案理由でもご説明いたしましたが、平成21年度の決算剰余金及び平成22年度の国税収入に伴う増収に伴う地方交付税の法定率分の一部が地方自治体に交付されることになりました。それに伴い算定を行ったものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 民生費負担金、老人福祉負担金、老人ホーム入所負担金でございますが、1名の方が退所されましたので55万6,000円の減額をお願いするものでございます。25人から24人にとということでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 13款使用料及び手数料でございます。

使用料、衛生使用料の世代館、研修館使用料でございます。

この減額につきましては、リフレッシュルームの利用者が当初見込より大幅に減になったためでございます。リフレッシュルームは平成17年3月に浴槽ろ過ポンプが故障し、それ以来丸5年間休止しておりました。平成21年6月に、地域活性化経済危機対策臨時交付金にて修繕等の工事を行い、加えて平成22年3月、地域活性化きめ細かな臨時交付金にてタイル工事等の工事を行いまして、平成22年5月の連休明けより再開したわけでございますが、平成22年度当初予算においては、浴槽ポンプの故障前の平成16年の実績により計上しておりました一日20人を見込んでいたものですが、実績は20%を切る3.7人という実績になったため、今回減額をお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の農村環境改善センター使用料につきましては、今後の見込により減額をお願いするものです。

それから、公民館使用料からくがね創庫使用料までにつきましては、確定したものと今後の見込みによりそれぞれお願いするものです。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 国庫支出金、次のページお願いします。

民生費国庫負担金、2の被用者児童手当負担金から、12の子ども手当負担金につきましては、交付額確定によるもので、それぞれ増減をお願いするものでございます。終わります。

○建設水道課長（村上芳行君） 次の国庫補助金、住宅費補助金の住宅・建物安全ストック形成事業補助金で80万3,000円の増額でございますが、公営住宅長寿命化計画策定業務委託で契約金額が確定したことにより、契約金額の45%、80万3,000円が補助金として交付されるものでございます。

○町民税務課長（安部政志君） 次の外国人登録事務委託金につきましては、確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 15の県支出金、県負担金3の被用者児童手当負担金から、次のページをお願いします、13の子ども手当負担金につきましては、交付額確定によるそれぞれ増減をお願いしまするものでございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、県補助金、総務費補助金の中のバス運行維持対策費補助金6万7,000円の増額ですが、確定によるものでございます。

次の緊急雇用創出事業補助金16万5,000円の減、その下ふるさと雇用再生特別基金事業補助金9万円の減、次の重点分野雇用創出事業補助金2万5,000円の減ですけれども、それぞれ観光栗園、にぎわい夢ショップ、地場産品ネット販売、桜台帳整備についての補助金でございますが、現在、県の方に変更承認の申請中でございます、見込みにより今回減額をいたそうとするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 民生費県補助金、1の社会福祉補助金から5の障害福祉補助金につきましては、交付額の確定によるもので、それぞれ増減するものでございます。終わります。

○産業振興課長（大友信一君） 続きまして、農林水産業費の県補助金でございますけれども、平成22年に採択されました名鱈地区の土地改良事業にかかわります農業経営高度化支援事業補助金、確定によりまして40万円の減額でございます。

次のページに移りまして、みやぎの豊かな森林づくり支援事業費補助金の3,000円の増額でございますけれども、これも確定によるものでございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、総務管理費委託金、みやぎ県政だより配布委託金、2,000円の増ですが、確定によるものでございます。終わります。

○町民税務課長（安部政志君） 次の県民税徴収事務委託金150万円の増、それから人口動態調査の委託金2,000円の増につきましては、いずれも確定による増額でございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 次の工業統計調査交付金3,000円の減、それから国勢調査交付金11万7,000円の増、それぞれ確定によるものでございます。

次の参議院議員選挙につきましては、経費の精算見込みによりまして減額をお願いするものでございます。

続きまして、財産収入にまいりまして、建物貸付料20万円の増ですが、旧建設水道課庁舎を豆腐店に貸し付ける分の増額でございます。

次の寄附金、一般寄附金37万8,000円の増ですが、実績による増額でございます。

次の18繰入金、財政調整基金繰入金2,900万円の減額ですが、今回、歳入が歳出に超過する分で基金取り崩しを減にしようとするものでございます。

この補正によりまして、財政調整基金の残高ですけれども、5億2,347万2,000円となるものでございます。

次のページをお開きください。

看護師等奨学資金貸付金返還金でございます。

1名の年賦の繰上償還があったものでございます。終わります。

次に、雑入でございます。

旧研修館内食堂電気料、これは涌泉亭が閉店のお申し出がありまして、12月末から、休止しているために減額になるものです。

それから11、16は3月までの見込み額でございます。以上です。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の⑫、体育施設、公衆電話使用料、27、文化財関係等書籍頒布代につきましては、今後の見込みによりそれぞれお願いするものです。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 19の高齢者生活支援ハウス利用料でございますが、一名増による利用料25万8,000円を増額するものでございます。

それから38、高額介護合算療養費返還金につきましては、心身障害者医療費助成の1万8,000円の返還金でございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして41、市町村職員研修受講費助成金13万7,000円を増額ですが、公務研修所の宿泊費用について、22年度から宮城県市町村振興協会から助成を受けることになったものでございます。終わります。

○産業振興課長（大友信一君） 22の家畜防疫事務費補助金でございますけれども、これは確定により4万1,000円の増額をお願いするものでございます。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 21町債で、学校教育施設等整備事業債2,000万円の増ですけれども、涌谷第二小学校の改修につきましては借入れが決定したものでございます。終わります。

○町民税務課長（安部政志君） 続きまして、雑入の42、前年度後期高齢者医療市町村負担金返還金1,086万1,000円の増額でございますが、これは平成21年度の医療給付費に係る公費負担金分、12分の1について精算が行われたものでございます。終わります。

○総務企画課長（菅原孝治君） 18、19ページ、歳出でございます。

まず職員人件費等につきましては、私の方から説明させていただきますが、1月1日の人事異動並びに退職等による減額、そして並びに年度末までの時間外手当の見込みによりました増額でございます。

なお、詳細につきましては50ページから54ページをご参照願います。

以上をもちまして、一般会計の人件費の説明は省略させていただきます。

○議会事務局長（高橋正幸君） 議会管理運営経費、旅費、普通旅費の47万2,000円につきましては、今後の見込みにより減額するものでございます。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 下の方になります。一般管理費の中の一般管理経費につきましては、24万2,000円の減額ですが、今後の見込みにより減額をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。21ページです。

職員研修経費で2万7,000円の減額ですけれども、普通旅費それから自治振興センター負担金、公務研修所下宿者利用負担金、それぞれ年度末までの見込みにより増減をお願いするものでございます。

続きまして、財産管理費の中の管財一般経費、地域振興公社指定管理料1,600万円の増額ですが、提案理由でもお話しいたしましたが、6月10日のリニューアルオープン後は順調に推移しておりますが、どうしても4月、5月分の休館中の減収相当分につきましては、不足する見込みでございますので増額をお願いするものでございます。

次の庁舎管理経費につきましては、需用費につきましては、今年度末までの見込みにより増額をお願いするものでございます。

続きまして、委託料の旧涌谷消防署警備委託料、それから次の工事請負費、旧涌谷消防署内部改修工事、それから機械警備設置工事につきましては、1階部分を書庫及び物品保管場として改修するための経費をお願いするものでございます。

次の企画調整経費につきましては、まず地場産品ネット販売事業委託料につきまして、歳入の方でもご説明いたしましたが、契約による減額でございます。

次の財政管理経費の中の公会計財務諸表作成支援業務委託料につきましても契約による減額でございます。

続きまして、情報化推進経費につきましては21万4,000円の減額ですけれども、それぞれ年度末までの見込みにより増減をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。

職員福利厚生経費4万6,000円の減額ですが、実績の見込みによりがん検診助成金を減額いたそうとするものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次のコミュニティー経費でございます。修繕料におきまして上地区コミュニティーセンターの外壁並びに破風の塗装が劣化したものですので、それを今回補修するため、増額をお願いするものです。終わります。

○町民税務課長（安部政志君） 次の防犯経費でございますが、防犯灯の電気料につきまして年度末までの見込みにより5万円の増額をお願いしてございます。

次の賦課事務経費、委託料で84万円の減額につきましては、それぞれ契約差金で減額をするものでございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 次の、参議院議員選挙費188万3,000円の減額ですけれども、経費の精算見込みによる増減となっております。

次のページをお開きください。統計調査にまいりまして、統計調査事務経費で7,000円の減額ですが、見込みにより減額になるものでございます。

その次の工業統計調査、それから国勢調査につきましては、それぞれ年度末までの見込みにより減額となるものでございます。終わります。

○議会事務局長（高橋正幸君） それでは続きまして27ページをお開きいただきます。

監査委員経費につきましては、旅費、普通旅費で今後の見込みにより減額するものでございます。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 民生費社会福祉事務経費繰出金につきましては、いずれも国保会計繰出金でございます。基盤安定繰出金、保険財政安定化支援事業繰出金ですが、国庫補助金、それから交付額の確定によるものでございます。

その下、敬老事業経費、報償費、敬老祝金ですが、1名の方が亡くなりましたので減額をするものでございます。

次の介護保険対策経費、介護保険会計及び介護支援会計への繰出金で、事業の確定見込みにより減額するものでございます。

次の在宅障害者福祉費でございます。知的障害者援護施設特別処遇加算につきましては、県からの内示額がありましたので増額をいたすものでございます。

次の障害者自立支援費でございます。補助交付金でございますが、これにつきましては県からの内示額により、それぞれ増減するものでございます。

次のページをお願いします。

児童福祉費、子ども手当支給経費でございます。扶助費につきましては平成22年2月分の児童手当と7月以降の子ども手当支給の実績により増減をいたすものでございます。

それから子ども医療費支給経費でございます。3月末までの見込みによる増額をいたすものでございます。終わります。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次の、2児童館運営事業費で101万1,000円の増額をお願いするものでございます。

賃金につきましては、児童館行事と研修等により従事時間の延長及び勤務日数の増に伴い不足が生じますことから、お願いするものでございます。

修繕料につきましては、雨どい、扉の修理に要するものでございます。

それから備品購入費につきましては、来年度受け入れる学童数が大幅に増員する見込みですので、それに要します。ロッカー等の必要物品にかかる費用をお願いするものでございます。

次に、次ページにわたっての2保育所管理経費で59万9,000円の増額をお願いするものでございます。

賃金及び需用費の消耗品につきましては、ゼロ歳児1名が途中入所いたしましたことに対応に伴いまして、不足が生じますことからお願いするものでございます。

報償費及び委託料につきましては、途中入所時に伴い児童の健診に要します経費に不足が生じますことから、お願いするものでございます。

需用費の燃料費及び光熱水費につきましては、3月までの見込みにより、修繕料につきましては、プレハブの保育室の外壁パネル補修等に要する経費をお願いするものです。

役務費につきましては、3月までの見込みによりお願いするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 衛生費でございます。

保健衛生事務経費、役務費手数料、健康管理システム保守管理手数料でございますが、当初、12カ月分を見込んでおりましたが、システムの構築に非常にいろいろと手間がかかりまして、11月まで構築がかかりましたので、保守管理料としては12月から3月までの4カ月間となりまして、減額するものです。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 医療福祉センター管理経費でございますが、年度末までの見込みと、それから契約差金等でございます。

次のページお聞きいただきたいと思っております。

世代館研修館運営経費、この中の需用費でございますが、歳入でも申し上げましたように、リフレッシュルームの利用者の減による減額でございます。

役務費から使用料及び賃借料までは、契約差金及び年度末までの見込額でございます。

健康パーク管理経費は契約差金、それから病院対策経費につきましては、交付税確定等による増額でございます。終わります。

○産業振興課長（大友信一君） 続きまして農林水産業費でございます。

農業費のうち農業総務費並びに畜産業費につきましては、それぞれ確定によるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

農地費でございますけれども、農地整備事業経費で298万1,000円の減額、それから農業用排水路整備事業費で456万3,000円の減額でございます。これは、それぞれ事業費の確定でございまして、昨年からことしにかけまして、土地改良事業の国の事業費が大幅に減額になった、その影響が今回の補正に出ております。

続きまして、農業振興地域整備費で9万円の減額、これにつきましては確定によるものでございます。

それから農村地域定住促進対策事業費のうち、石仏広場管理経費での4万円の減額、それから農村整備事業費におきまして307万9,000円の減額、次のページに移っていただきまして、林業振興費でございますけれども、1万9,000円の減額、それぞれ確定によるものでございます。終わります。

○商工観光室長（小野寺和敏君） 次に、商工費でございます。

商工業振興費で103万円の減額でございます。

普通旅費5万円の減額でございますが、今後の見込みにより減額お願いするものでございます。

負担金補助及び交付金の補助交付金98万円の減額でございます。中小企業振興資金貸付保証料補給補助金と、企業立地推進事業補助金につきましては、本年度の確定によりそれぞれ減額いたすものでございます。

中小企業振興資金貸付利子補給補助金につきましては、これまでの実績及び3月までの見込みにより増額いたすものでございます。

次の観光費でございます。

委託料の19万円の減額でございますが、先ほど歳入でもご説明いたしました、国の緊急雇用創出事業並びにふるさと再生特別基金事業にかかわるもので、歳入の県補助金と連動いたしており、それぞれ契約差金を減額いたすものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の、勤労青少年ホーム運営経費でございます。

次のページにわたりますが、事業確定したものと今後の見込みにより、それぞれ増減をお願いするものです。終わります。

○建設水道課長（村上芳行君） 次の8款土木費道路橋梁費、道路橋梁総務経費で需用費で22万円の減額でございますが、これは道路維持費、道路維持補修事業費の重要費及び備品購入費への組みかえをお願いするものでございます。

次の3の道路台帳整備事業費委託料46万5,000円の減でございますが、これは確定によるものでございます。

次の道路維持費、道路維持費、道路維持補修事業費の需用費で20万円の増額をお願いするものでございますが、これはオイル吸着マット、オイルフェンスですね、あと道路用清掃ブローを購入するものでございます。

次の道路新設改良費、道路新設改良事業費で、次のページをごらん願います。

委託料で9万5,000円の減額でございますが、岸ヶ森線の測量設計業務委託料が確定したことにより減額するものでございます。

続きまして、都市公園費、公園費の公園管理経費需用費で168万円の増額をお願いするものでございますが、一つは城山公園の下の池、ひょうたん池の周りの石積みが一部崩落しておりまして、危険な状態にあることから、また、公園下の県道沿いのトイレがシロアリの影響によりまして、男子トイレの側のタイルが壁からはがれて落ちておりますので、いずれも桜まつり前まで早急に修繕を行おうとするものでございます。

次の下水道建設費の繰越金でございますが、確定によるものでございます。

休憩 午前 1 1 時 4 8 分

再開 午後 0 時 5 7 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

開会前に、副町長の方から先ほどの地震について皆様方にご報告がありますので、お願いいたします。

○副町長（安部周治君） それでは、先ほどの地震について、私の方から皆様方にお知らせを申し上げたいというふうに思います。

本日の午前11時45分に震度4、涌谷町が震度4という計測でありました。

発生場所については三陸沖、深さ10キロメートルということで、念のために震度4でありましたけれども、担当以下体制をとりまして、町内の状況あるいは公共施設の被害状況等々を調査しました結果、ただいまの時点までは被害はございません。国保病院のエレベーターが一時停止したということでありましたけれども、その後稼働したというような状況でありますし、給食等々についても支障はないというような状況で、あと町民の人的被害等々も、現在のところ報告は入っておりません。水道、下水道等々については、これから具体的に状況を調査し、二次的に報告する予定でございます。以上です。

○議長（大橋信夫君） ありがとうございます。

説明を続けてください。

○建設水道課長（村上芳行君） それでは、40ページ、41ページをお開き願います。

下水道費の下水道建設費の繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金で519万6,000円の減額ですが、事業費の確定により減額するものでございます。

次の住宅管理費で光熱水費3万円の増額でございますが、八雲住宅の防犯灯等の電気代の年度末までの見込みでお願いするものでございます。

次の13委託料で161万5,000円の減額でございますが、歳入でも説明がありましたが、公営住宅長寿命化計画策定業務が完了いたしまして、契約金額確定により減額をお願いするものでございます。以上でございます。

○町民税務課参事（齋藤正俊君） 消防費、非常備消防費、報酬、消防団員の報酬見込みによりまして50万円の減額をお願いいたしますのでございます。

消防施設整備事業費45万2,000円の減額ですが、工事請負費負担金補助及び交付金、いずれも確定によりまして減額をお願いいたしますのでございます。

次のページをお開き願います。

水防対策費経費、委託料、確定によりまして32万3,000円の減額をお願いいたしますのでございます。

災害対策経費、補助交付金におきまして58万円の減額をお願いいたしますのですが、当初予算におきまして10行政区の自主防組織の設立予定ということで当初予算を計上いたしましたのですが、現在までに4行政区設立いたして

おります。今後、3月末まで、2行政区の見込みがございますので、4行政区の分の減額をお願いいたしますのでございます。終わります。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、10款教育費の2事務局経費141万5,000円の減額をお願いするものです。

中学校海外研修及び小学校海外研修補助金それぞれ事業確定により減額をいたそうとするものでございます。

次の小学校費、2学校管理経費で268万6,000円の増額をお願いするものでございます。需用費の燃料費及び光熱水費につきましては、これまでの実績及び今後の見込みによりお願いするものでございます。

なお、光熱水費で183万円の増額をお願いしておりますが、ことしの猛暑により、例年に比しプール開設日の増とプールの水質管理の面から例年よりオーバーフローさせる必要があり、水道の使用料が多くなったものが主な要因となるものでございます。

修繕料につきましては、第一小学校のマーチングバンド用の楽器等の修理に要します費用をお願いいたしますものです。

役務費につきましては、3月までの見込みによりお願いいたしますものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、負担金確定により減額をいたそうとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費でございますが、2学校管理経費で37万4,000円の減額をいたそうとするものでございます。

需用費の燃料費で19万9,000円の増額につきましては、3月末までの見込みによりお願いするものです。

負担金補助及び交付金の57万3,000円の減額につきましては、負担金額確定によるものでございます。

次の4項幼稚園費、2幼稚園管理経費で22万7,000円の増額をお願いするものでございます。

需用費の燃料費及び役務費、通信運搬費につきましては、それぞれ3月までの見込みによりお願いいたしますものでございます。

次の、4預かり保育事業経費で17万1,000円の増額をお願いするものでございます。

臨時教諭賃金につきまして、授業及び研修等により従事時間の延長、勤務時間の日数の増に伴って不足が生じますことから、お願いいたしますものでございます。終わります。

○教育文化款統括主幹（三塚尚登君） 次の、社会教育事務経費でございます。

これにつきましては、事業確定に伴うそれぞれの減額でございます。

次の公民館経費でございます。

今後の見込みによりまして、それぞれ増減をお願いするものです。

次のページをお願いします。

文化財保護経費でございます。

備品購入費におきまして、展示用備品購入費でございますが、涌谷伊達家四代邑主伊達安芸宗重公の書状で、ご子息の宗元へあてた書状、寛文10年、いわゆる伊達騒動に関するものでありまして、いつの時期か不明ですが、売りに出されたものは、現在京都の古書資料を扱う出版買い取りを行っている業者が保存しているものを、今回買い取るものでございます。

さらに、お妙見の本殿わきの杉が倒木の恐れがありますことから、伐採の補助を出すものでございます。

次の発掘調査、くがね創庫管理経費、保健体育事務経費につきましては、確定に伴うもの、さらに今後の見込

みによりそれぞれお願いするものです。終わります。

○教育文化課統括主幹（川口美恵子君） 給食センター運営経費、11需用費、3燃料費、光熱水費いずれも今年度末までの見込みで増額をお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の体育施設管理経費でございます。

次のページにわたりますが、事業の確定に伴うもの、さらに今後の見込みによりそれぞれ増減をお願いするものですが、需用費の光熱水費の20万の増額がございますが、これにつきましてはB&Gプールの水量が今年度7月、8月の猛暑によりまして、水温が30度を超えるというというようなこともございまして、その処理のための水道料の増加に伴うものでございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 最後に予備費115万3,000円の減額です。歳入歳出の調整で減額をお願いするものでございます。

これで説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

議員の方々にお願いしておきます。

以前にもご注意申し上げましたが、発言を求めるときは議席番号を言ってください。2番。

○2番（久 勉君） 今回の補正は最終ですので、12月議会のときにもお話し申し上げたんですけれども、町税の中で滞納繰越額の収入が、もう予算額を超えているのに、なぜ補正をしないのか。その補正をしない理由をお願いします。

それから2点目ですけれども、地域振興公社に指定管理料として1,600万計上されていますけれども、この1,600万、当初予算で2,800万、それで9月の補正で、負担金補助で273万、今回1,600万なんですけれども、何でそういうことになったのか、その根拠というんですか、数字の根拠がどうなのかということ。

それから世代館研修館の運営経費で、需用費で176万8,000円の減額していますけれども、世代館研修館の中にトイレがあると思うんですけれども、トイレが幾らあって、洋式、和式のトイレもたしかあったと思いますが、やはり今の時代ですので、これ170何万減額することなく修繕料の方に組みかえてトイレの改修ということが考えられなかったのかどうか、以上3点ほど。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（安部政志君） 町税に関して、滞納の予算計上についてのお尋ねでございますが、確かに最終補正でございます。ただ、これまで昨年の9月、12月で質疑がございましたけれども、今回の補正計上の見送りについては、繰り越しの措置をさせていただきたいということで補正計上は見送らせていただきました。

ただ、新年度以降につきましては、きのうの一般質問でもございましたけれども、当初予算計上時において改めて過去の徴収実績に基づいて計上をさせていただく。それから、9月の決算時において再度予算との比較をして、必要があれば補正をさせていただくということで、今回こういう対応をさせていただいたところでございます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 地域振興公社の昨年の当初の2,800万につきましては、強い見方といたしますか、リニューアルオープンするというので、前年の額よりも1,000万程度落とした額、そのぐらい強気で

見ていたといいますか、そういったことでスタートいたしましたものでございますが、実際、リニューアルしてから前々年度よりも少しいいペースでいっていたんですが、当初見込んだような、それだけの伸びがなかったということでございまして、この2月まで終わった時点で、年度末までの見込みでこのぐらいの不足が見込まれるということでの計上でございます。

それから9月の負担金につきましては、スケール防止器ということで、これは運用とはまた別に機器の措置の関係でお願いしたものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 世代館研修館のトイレの数ということですが、洋室についてはユニットバスについてありますが、和室対応ということで、男女それぞれ洋式が1、それから和式が2という数になってございます。それで、病院も含めてなんですけれども、かなり洋式にしてくれという要望もありまして、病院の方は洋式にかえるというか、工事をするように現在進めておりますが、世代館の方は、私自身としてもかえなくてはいけないという気持ちはありましたが、年度末ということもありますので、補正等で対応させていただければと考えます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） たしか12月だったと思うんですけれども、国保税の話したときに、たばこの方がちょっと値上がりのことで、たばこの値上げのことで税収がもしかしたら3月補正でお願いするかもしれないということもありましたので、その辺の状況はどうなのかということと、それから、この指定管理料なんですけれども、これ、3月までの見込みといいますのは、営業収支ベースで結局不足したら、それまで全部面倒見ますよということなのか、足りない分はとにかく町が全部責任を負いますよということなのか。そうすると、やっている業者、公社ですか、公社の責任というのは何なのでしょう。営業努力とか何とかというのをどう評価するかという、そういうものの見方とか、というのは、やはり健康増進施設とかという、たしか名目で始まったことは事実なんだろうけれども、前にもお話し申し上げた天平ろまん館については、これを赤字黒字で論じるのは、やはりどちらかといえば、あれは資料館とか博物館みたいなもので、図書館、博物館は赤字黒字で論じるころはないと思います。だからそれは除いて、せめて天平の湯というんですか、これはやはりお客さんに来てもらって何ぼのもの。だから、そういう努力の評価とか、努力しない評価とか、そういったのははっきりさせていかないと、ただ単に収支で足りないよと、それは町が全部見ますよでは、ちょっと、そこに税金がつぎ込まれるということはいかがなものかなと思います。今回、新しい年度当初予算でやりますけれども、世代館研修館は一体どうなってやっていくということについての心構えというんですか、そういったことも踏まえて、やはり単に足りないからこれだけくださいというのに黙って出すのかということの検討というのはどうなのかということ。

それから世代館研修館のトイレなんですけれども、やはりこれは公共施設すべてのトイレにも通じると思うんですけれども、やはりもう今の時代、各家庭ウォシュレットの時代ですので、やはりこういうのは本当に修繕料で、需用費で170万減額するのであれば、トイレ直すのにこんなにお金かからないと思うんですけれども、そういったことまで考えてほしかったなと思いますけれども。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（安部政志君） たばこ税についてのお尋ねでございます。

確かに10月の値上げに伴って、前年度比較ではおよそ7割程度減少いたしました。ただ、その後11月以降の動向を見ても、消費の回復が見られておまして、あと1回の消費税の通知があるわけですが、これを見ないとはっきりしませんけれども、現時点においては予算額1億800万の確保はぎりぎりできるのではないかとこのように見通しております。

○議長（大橋信夫君） 副町長。

○副町長（安部周治君） それでは、基本的な姿から数字についてお答え申し上げたいというふうに思います。

おかげさまで6月10日リニューアルオープンいたしまして、入館あるいは入浴客が順調に推移しております。ただ、4月いっぱい、5月いっぱい、6月10日まで休館しておりますので、その分が営業していないという姿の中で数字が、4月が678万8,000円ほど、5月が715万5,000円ほどの落ち込みがございます。そしてまた、最近になりまして、ご案内のとおり重油が高騰する傾向を示しております。

そういった中で、営業努力は当然しておりますけれども、リニューアルオープン以降はほぼ黒字のような状態ではありますが、この落ち込みが大きいわけで、そして重油がこれから高値ということで1.2~1.3倍くらいになっているということの影響が大きいのかなというように思っております。

あわせて、第二源泉が今現在使っております。それにかかる電気料あるいは光熱費等々もプラスになりますので、そういった面で数字として足りない状況になってきているというようなことでございます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 時代に合ったようなトイレの改修をしていきたいと考えます。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） たばこ税とトイレのことはわかりました。ただ、指定管理料については、6月オープンであるということは当初からわかっていたわけですね、それは。だから、当初で2,800万とって予算をいただいでいて、それで何で年度末にきて足りなくなったからというのは、4、5と2カ月とちょっとの間休んでいたから、その分だというのは、ちょっと論理的ではない。去年、当初組んだときに、もうそれは当然予測できたことであって、ただ重油のことは、それは予測外だと思います。それにしても、1,600万という金額は、2,800万に対して、もう50%超えていますよ、この金額は。それが3月になって出てくるというのはどういうことなんでしょうか。どう考えてもおかしいではないですか。

○議長（大橋信夫君） 副町長。

○副町長（安部周治君） 結果から見ればそういうふうに言われるのも仕方がないというふうに思いますけれども、やはり相手があつての姿であります。そういった中で、リニューアルオープン以降挽回しようという努力はしてきたわけでありまして。別に遊んでいたわけではございませんけれども、そういう中で、入浴客も、今のところ順調な伸びを示しております。特に土曜日、日曜日、あるいは祝日、あるいは朝方、雨降った日等々については、呼び込みしなくても満杯状態の姿で推移しているということでもあります。

そういう中での結果がこういう状況になったということでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。いなというふうに思います。

○議長（大橋信夫君） ほかに。10番。

○10番（長崎達雄君） 2番議員が公社の管理委託料、私、これもやろうかなと思ったんですが、重複しますので、これは省いて、8ページの保健衛生使用料と33ページの使用料ですか、14節の。これについてお伺いします。

保健衛生使用料、研修館世代館の、これが788万4,000円が219万3,000円減額して569万1,000円だと。この569万円の中に、研修館の使用料ってどれぐらい見ているんですか。

そしてさらに、先ほどの宿泊料に関連しますが、この宿泊料というのはどれぐらいになっているか。そして、この料金設定、さっきも言ったんですけども、果たしてこの2,000円で赤字にならないのかということなんですよね。当然、人件費もかかるし、そういう枕カバーとかシーツの交換とか布団カバー交換、そういうクリーニング代なんかもあるし、それから私は、費用、経費、例えばあそこに2,000円で泊まって、ふろにも入る、そして夏はクーラー、冬は暖房を使ってゆっくり休める。これで2,000円で間に合うかって、そこをもう一遍聞きたいんです。

○議長（大橋信夫君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 世代館研修館の使用料の件でございますけれども、使用料の年間額としては580万、世代館研修館の使用料としては、年間額としては580万ぐらいです。それから、その中の宿泊料でございますけれども、宿泊料で330万ぐらいです。

料金設定の2,000円で採算がとれるかということでございますけれども、その辺も勘案しての料金設定となっておりますので、赤字になるような料金ではありません。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 宿泊料が330万で、いろいろ経費なんかを勘案して赤字にならない、その経費ってどれぐらい、わからないんですか、そこでは。

○議長（大橋信夫君） 資料出るまで休憩します。

休憩 午後1時25分

再開 午後1時26分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） どうもお待たせしました。2,100万ほどです。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 私聞いているのは、宿泊料が330万と言いましたね。だったらその中で経費というのとはどういうふうになっている、光熱費ある、人件費ある、クリーニング代なんか、そういう経費を見て赤字になっているかからないか、勘案したというから赤字にならないんだと思うんだけど、その辺がはっきりしない。

例えば、シーツとか枕カバーって毎日交換するわね。布団カバーも毎日交換しないとこれはうまくないんだけど、そこはどういうふうになっているかわからないんですけども、そういうクリーニング代というの、当然大きい割合を占めると思うんですよね。

ですから、幾ら行政のサービスとしてやっているとしたって、そこそこはもうけという表現悪いかもしれないけれども、損しないような料金設定というのは当然考えていかなければならないと思うんですね。その辺が、もう少し企業感覚を取り入れて、損しないようにすべき、そういう料金設定というのは大事だと思うんですね。

○議長（大橋信夫君） 10番さん、経費の内訳……。

副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） ちょっと経費の内訳までは、ちょっと資料を持ち合わせておりません。それから、先ほどお答えしました歳入というか宿泊料でございますけれども、和室、洋室合わせて420万ほどです。訂正いたします。22年度の2月までの額になります。

○議長（大橋信夫君） 先ほどの質疑の中で、数字の誤りがありましたので訂正いたします。

○副町長（安部周治君） 2番議員さんに、先ほど数字をお知らせ申し上げました。大変申しわけございません。先ほどの言った数字が、入浴者のみの数字でございました。したがって、入浴、売店、交流室、小劇場、カラオケ等々を含めまして、4月が1,075万3,000円、5月が1,081万8,000円、6月が107万5,000円の落ち込みでございました。以上です。

○議長（大橋信夫君） ほかに。5番。

○5番（伊藤雅一君） 2ページの上の方に、地方交付税、トータルで28億691万7,000円、補正後の金額ということで示されております。この金額を当初計画なり、それから前年度対比でござんになっておられるというふうに思いますが、どんなふうに見ておられるか、感触をひとつ、財政担当としての見方をお話をさせていただきたいと思っております。

それからもう一つは、一番下の方に、同じページに町債2,000万ございます。それからその二つ上のところに繰入金三角ついて2,900万補正されております。ここは補正額で申し上げます、2,000万と三角ついた2,900万、この二つを見た場合は、町債を2,000万増額して繰入金にそれを充てていると、こういうふうな見方もできます。ここのところはどのように、何か事情があるんだろうと思っておりますが、ご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（大橋信夫君） 城口統括。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） ちょっと順序逆になりますけれども、今回の補正の関係で地方交付税と繰入金と町債の関係でございます。

まず、繰入金、最後に2,900万減額しておりますけれども、これは例えば町債がふえたからとか、地方交付税の分とか、そういうことではございません。これを除いた歳入歳出のトータルで、歳入が歳出を超過した分につきまして、今回2,900万程度になったものですから、これをとにかく取り崩しを少なくするという意味でございます。

ですから、数字が例えば繰入金と町債で2,000万とか2,900万で似たような数字になっておりますが、だからそれを入り繰りしたとか、そういうことではなくて、上から下まで全部のものを足し上げて、そこからの差額分といいますか、歳出との差額分で繰り入れのところで調整したというところでございます。

それから、第1点目の地方交付税の関係なんですけれども、22年度当初では27億1,000万ということで、今回

の補正を入れまして28億600万ほどになっていますので、約1億近くふえております。地方交付税は一般財源でございますので、自治体としましては、幾らでも多い方がいいかなというふうに考えております。ただ、今回のこの4,500万につきましては、どちらかというと国の方の、経済対策ではないんですけれども、国の補助金とか負担金の経済対策以外の側面支援みたいな、そういう感じがちょっとしております。国の方は、法定分がふえれば当然よこすのは当たり前なんですけれども、交付税会計自体が借金を抱えておりますので、その借金の返済の方に回すという手も、当然選択肢としてあるわけなんですけど、今回はそれをしないで、ルールどおり地方の方に回してよこしたということございまして、私どもにとっては幾らかでも助かるということなんですけど、ただ、以前にも申し上げましたように、国の会計自体、それから特別会計自体が赤字が非常に多くなっておりますので、全体の調整で地方に回ってきたり、赤字の返済に回ったりということで、今後このようにしてくれるかどうかは、ちょっとわからないという、そういう状態でございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 5番。

○5番（伊藤雅一君） 町債の借り入れということで、5ページにございます。これ地方債の追加というふうになって2,000万が計画されているわけでございますが、これは当初にはなかったものということですか。当初なかったものを新たに見て、結果的には繰り入れにもっていったというような形にもなるわけ。そういったことですわね。わかりました。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号 平成22年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号 平成22年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第19、議案第17号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋莊治君） それでは、議案第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,709万6,000円を減額し、総額を22億4,190万7,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では共同事業交付金、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の確定に伴いまして、それぞれ増額いたすものでございます。

また、財政調整基金繰入金では、歳入歳出差引額を戻し入れするものでございます。

歳出では、歳入同様共同事業拠出金の確定に伴いまして減額いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、議案第17号の補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

国庫負担金、それから県負担金の高額医療費共同事業負担金と、国庫補助金の特別調整交付金……。

○議長（大橋信夫君） 続けてください。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 説明を続けます。

国庫補助金の特別調整交付金システム最適化負担金分につきましては、拠出金額の確定によるものでございます。

次の共同事業交付金でございます。国保連合会からの交付金の確定による増額でございます。

それから一般会計繰入金でございます。保険基盤安定繰入金につきましては、一般会計で計上しています国庫補助金の確定により増額をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。

財政安定化支援事業につきましては、地方交付税の確定による増額でございます。

それから基金繰入金、先ほど町長の提案理由にもございました財政調整基金繰入金でございますが、6,438万6,000円の減額でございます。これは戻し入れというような形になります。戻し入れ後の基金残高につきましては、2億2,880万でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

総務費の一般管理経費でございます。3月末までの見込みにより増減を行うものでございます。

それから、その下の連合会負担金でございます。国保連合会における電算システム最適化に対する分担金でございます。構築における入札の結果で額が確定しておりますので、その通知があり、減額となるものでございます。

それから運営協議会費でございます。これは3月までの見込みによる減額でございます。

次のページをお開きください。

共同事業拠出金でございます。高額医療費共同事業拠出金、それから保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、国保連合会からの確定通知により、それぞれ減額をするものでございます。

それから最後の8番目の保健事業費、保健衛生普及費につきましては、3月末までの見込みにより減額をする
ものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可
決されました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第20、議案第18号 平成22年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額を歳入歳出それぞれ3,165万9,000円を減額し、総額を140万円にいたそうとするもので
ございます。

主な内容につきましては、新下町裏分譲地3区画につきまして、年度内に売却できない見込みとなりましたの
で、減額のお願いをいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し質疑に入ります。10番。

○10番（長崎達雄君） 毎年、毎年売れ残っている状態なんですよね。ですから、ここはひとつ、お医者さんの住
宅なんか建てた方がいいのではないですかね。そういうことはどうなんです。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） ちょっと失礼申し上げました。別なことを考えておったので。

3区画ございますけれども、そろそろ幾らか安くしていいのかなといったふうな感じを持っております。それ
は奈辺にあるかということ、今現在、路線価格、あるいは評価等々も非常に全国的に安くなっておりますので、
もしかしたら、評価をしていただいて多少値下げをしても買っていただけるような、そういう環境を整えなけ

ればいかんのかなといったふうな気持ちでございますので、その私の気持ちの一端を通させていただきました。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号 平成22年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号 平成22年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第21、議案第19号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、議案第19号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ519万6,000円を減額いたし、総額を5億8,830万9,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳出におきまして施設管理費及び建設費における所要額の補正並びに平成21年度繰り越し事業に係る起債率の確定による減額及び一時借入金利子の減額補正等でございます。

繰越明許費につきましては、涌谷浄化センター沈砂池ポンプ等の建設工事で、仮設方法の変更によりまして8月末まで完成がみられる見込みのため、8,000万円の繰り越しをお願いいたしますのでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、議案第19号についてご説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きいただきます。

第2表繰越明許費でございますが、公共下水道整備事業で8,000万円の繰り越しをお願いするものでございます。

現在、下水道事業団に委託し実施しております涌谷浄化センターの沈砂池ポンプ等におきまして、建物部分の仮設工事に変更を生じたものでございまして、応力計算に時間を要しまして年度内完成が見込めなくなったものでございます。完成は8月末を予定しております。

6ページ、7ページをお開きいただきます。

一般会計繰入金でございまして、歳出の増額によりまして519万6,000円の減額をお願いするものでございます。次のページにまいります。

下水道施設管理費で、管理費、一般管理費でございまして、需用費、役務費につきましては、これまでの実績とこれからの見込みにより増減をお願いするものでございます。

委託料につきましては、額の確定による減額でございます。

公共下水道建設事業費でございまして、役務費につきましては、それから需用費につきましても、これまでの実績とこれからの見込みによる減額でございます。

委託料、補償補てん及び賠償金につきましては、それぞれ額の確定による減額でございます。

次に、公債費で長期債利子及び次のページの一時借入金利子でございまして、額の確定による減額でございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時01分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第22、議案第20号 平成22年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第20号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ306万1,000円を減額いたし、総額を1億3,332万8,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳出におきまして登米市に事務委託しております生栄巻地区農業集落排水事業負担金の今年度分が県補助金等の充当により不用となりましたことによる減額及び施設管理費の委託料の減額補正でございます。

詳細につきましては、統括主幹から説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号 平成22年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号 平成22年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第23、議案第21号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第21号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,454万4,000円を減額いたし、総額を12億3,953万6,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では保険給付費等に対する交付内示によりまして、国庫支出金等を減額

いたすものでございます。

歳出では、保険給付費につきまして、今後の見込みにより減額いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 議案第21号 介護保険事業勘定特別会計補正予算を説明いたします。

予算書の2ページ、3ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございます。

債務負担行為の変更でございます。期間が平成23年、限度額68万円としておりましたが、補正後21万と変更するものでございます。これにつきましては、契約金額が確定しておりますので、変更するものでございます。

次の6ページ、7ページをお開きください。

国庫支出金の国庫負担金、それから国庫補助金、それから県負担金、支払基金交付金でございますが、内示により減額をお願いするものでございます。

次の財産収入、介護保険給付基金利子分を増額するものでございます。

それから繰入金、一般会計繰入金でございますが、確定及び見込みにより減額をするものでございます。

次のページをお開きください。

基金繰入金でございます。介護給付費の国・県交付金予定額と、法定割合による交付見込額との差額分を繰り入れするものでございます。

次の諸収入の雑入。要介護認定調査委託金でございますが、実績と今後の見込みにより増額をお願いするものでございます。

次のページ歳出でございます。

総務費の一般管理経費、介護認定審査会費、それから介護認定調査費につきましては、確定及び今後の見込みによりそれぞれ増減をするものでございます。

2の保険給付費でございます。居宅介護サービス等給付費、次のページ、12、13ページ、介護予防サービス等給付費、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費でございますが、実績と年度末までの見込みによりそれぞれ増減をお願いするものでございます。

4の基金積立金でございます。基金利子分を積み立てるものでございます。

22年度末の基金残高につきましては、1億2,798万7,000円となるところでございます。

次のページをお開きください。

地域支援事業費、包括的支援等事業につきましては、今後の見込みにより減額をするものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第24、議案第22号 平成22年度涌谷町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第22号の提案の理由を申し上げます。

本案は収益的収入及び支出におきまして、受託工事に係る所要額を収入支出それぞれ減額補正するものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、議案第22号についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきます。

第2条でございます。平成22年度涌谷町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

1 款水道事業収益で335万5,000円の減額、2 款水道事業費用で225万9,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きいただきます。

水道事業収益、受託工事収益で335万5,000円の減額でございますが、宮城県北部振興事務所が実施しております配水路工事で、施工延長が変更になったことにより減額でございます。

次に、水道事業費用、委託料で40万円の減額でございますが、公共下水道事業関連で額の確定によるものでございます。

工事請負費につきましては、収入でご説明いたしました受託工事収益の減額による補正をお願いするものでございます。

過年度損益修正損につきましては、死亡、所在不明等により料金回収が見込めなくなったものについて不納欠損処分を行うものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 平成22年度涌谷町水道事業会計補正予算（4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号 平成22年度涌谷町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第25、議案第23号 平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第23号の提案の理由を申し上げます。

本案は、年度内見込み所要額を精査し、収益的収入及び支出について補正をいたすものでございます。

主な内容は、来年度から勤務をいただく先生の医師の着任にかかる費用等についての補正となっております。

また、特別損失といたしまして、過年度分一部負担金を不納欠損処分といたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 病院総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（高橋宏明君） それでは、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条業務の予定量の補正でございますが、外来診療につきまして、1日277人見込んでおりましたものを、年度末までの見込みにより、15人減じ262人にいたすものでございます。

第4条は、現在執行いたしております医師住宅改修事業におきまして、新下町裏の医師住宅において3棟一括で改修を予定いたしましたでしたが、現在入居中の医師の希望により1棟ずつの改修となったため、工期が延長となり予算の繰り越しをいたそうとするものでございます。

予算書4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入、医業収益の入院収益でございますが、医師数の充足による療養環境加算の算定等により、1日平均診療単価が、当初見込みより一般病床で900円、療養病床で1,380円増加したことにより増額するものでございます。

外来収益でございますが、先ほどご説明した業務の予定量の補正による減額でございます。

他会計負担金につきましては、地域医療確保のために国において地方交付税措置を平成21年度で700億、平成22年度で300億の計1,000億増額したことの影響により、今回増額するものでございます。

次に、収益的支出、医業費用の経費におきまして、消耗品費と修繕料につきましては年度末までの見込みにより増額いたすものでございます。

消耗備品費につきましては、院内各部署のテレビの地上デジタル放送化対応に要する経費、雑費につきましては、ただいま町長の提案理由にありました本年度着任した医師2名の赴任に要した経費を増額するものでございます。

特別損失の過年度収益修正損は、平成14年度から平成19年度までの未収金のうち、死亡、行方不明等により回収不能な11件、48万5,590円を不納欠損処分するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号 平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号 平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第26、議案第24号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第24号の提案の理由を申し上げます。

本案は、年度内見込み所要額を精査し、収益的収入及び支出、資本金収入をそれぞれ補正いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 病院総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（高橋宏明君） それでは、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条業務の予定量の補正でございますが、入所につきまして1日78人見込んでおりましたものを、年度末までの見込みにより1人減じ77人にいたし、通所につきましては1日35人見込んでおりましたものを、年度末までの見込みにより2人減じ33人にいたそうとするものでございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入、事業収益の入所収益及び通所収益でございますが、先ほどご説明した業務の予定量の補正による減額でございます。

その他事業収益につきましては、介護職員処遇改善交付金の額の確定により減額いたすものでございます。

事業外収益の一般会計負担金につきましては、公営企業の繰り出し基準に基づき企業債償還元金の3分の2に相当する額を資本的収入に組みかえるものでございます。

次に、収益的支出、経費におきまして材料費の給食材料費につきまして、年度末までの見込みにより減額いたすものでございます。

賃借料につきましては、公用車のリース満了等に伴う減額をいたすものでございます。

特別損失の過年度収益修正損は、未収金のうち死亡、行方不明等により回収不能な6名分、25万367円を不納欠損処分するものでございます。

次のページ、資本的収入でございますが、収益的収入から組みかえをいたすものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第24号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（大橋信夫君） お諮りいたします。

本日の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣告

○議長（大橋信夫君） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時19分